

工事監理者のための  
熊本県建築物中間検査マニュアル

平成23年7月改定版

熊本県土木部建築住宅局建築課

熊本市都市建設局都市政策部建築指導課

八代市建設部建築指導課

## 目次

I	中間検査について	P1
II	対象建築物、特定工程等	P1
	1. 中間検査を行う区域	
	2. 中間検査を行う期間	
	3. 中間検査を行う建築物	
	4. 指定する特定工程	
	5. 適用の除外	
III	申請手続き	P5
	1. 手続きフロー	
	2. 中間検査申請の前に	
	3. 申請書の様式及び添付書類	
	4. 手数料	
IV	中間検査を行うに当たっての留意事項	P11
	参考資料	P12
	1. 中間検査申請書	
	2. 工事監理状況報告書の書き方例	
	3. 中間検査申請手数料の算定シート	
	4. 中間検査チェックシート	
	5. 熊本県内特定行政庁建築確認窓口一覧	
	6. 建築基準法（抜粋）	
	7. 中間検査指定に関する告示（熊本県、熊本市、八代市）	

■中間検査については、本マニュアルの他、建築構造審査要領\*（日本建築行政会議編集、H11.11 日本建築センター発行）も参考にしてください。

\*平成23年度末に、建築構造審査要領の改訂版として検査マニュアルが発行される予定です。

## I 中間検査について

熊本県、熊本市、八代市では、建築基準法第7条の3第1項第1号により中間検査を義務化している共同住宅の他に、同法第7条の3第1項第2号に基づく、特定行政庁が指定する工程として、階数が3以上の鉄筋コンクリート（RC）造の一定の特殊建築物について、中間検査の指定を行っています。

## II 対象建築物、特定工程等

### 1. 中間検査を行う区域

熊本県全域

### 2. 中間検査を行う期間

平成18年8月1日から平成28年7月31日まで

※当初は、平成23年7月31日までの5年間としていましたが、消費者保護の観点から、平成28年7月31日まで指定延長を行っています。

### 3. 中間検査を行う建築物

次の（1）～（3）の全てに該当するものが中間検査の対象となります。

- (1) 構造 鉄筋コンクリート造（その他の構造で2階の床及びはりの配筋工事があるものを含む。）  
の建築物
- (2) 用途 法別表第1い欄（1）項から（4）項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く<sup>※1</sup>）
- (3) 規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物

### 4. 指定する特定工程

2階の床及びはりの配筋工事<sup>※2</sup>（当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版及びはりの取付工事）。

なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

※1 共同住宅は、建築基準法第7条の3第1項第1号に基づき中間検査が義務化されているため、特定行政庁指定分から除外しています。

※2 鉄骨鉄筋コンクリート造及び1階を鉄筋コンクリート造とする混構造も含む。

### 【参考】法別表第一（抜粋）

	(い)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

(参考1) 中間検査対象となる例

■例1 (RC造、新築の場合)

3F	事務所
2F	事務所
1F	法別表用途

法別表の用途が3階になくても  
対象となる

■例2 (RC造、新築の場合)

2F	法別表用途
1F	法別表用途
BF	法別表用途

2階建でも階数が3のため対象  
となる

■例3 (対象用途<sup>※1</sup>、RC造+S造、新築の場合)

3F	S造
2F	S造
1F	RC造

2階の床及びはりの配筋工事がある  
場合は、対象となる

■例4 (対象用途<sup>※1</sup>、RC造、増築の場合)

3F		増築
2F	既存	増築
1F	既存	増築

Exp. j

増築部分の階数が3のため対象となる

■例5 (RC造、新築の場合)

	A棟	B棟
3F		対象用途 <sup>※1</sup>
2F	事務所	対象用途
1F	事務所	対象用途

Exp. j

A棟、B棟は「一の建築物」であるため、A棟、  
B棟とも検査対象となる

■例6 (対象用途<sup>※1</sup>、RC+S造、新築の場合)

	A棟	B棟
3F		S造
2F	RC造	S造
1F	RC造	S造

Exp. j

A棟、B棟は「一の建築物」であり、全体  
で判断すると階数が3で、RC造の部分に  
2階の床があるため検査対象となる<sup>※2</sup>

※1 対象用途とは法別表(1)~(4)に掲げる特殊建築物を指します。(共同住宅も含む)

※2 当初のマニュアルでは検査対象外としていましたが、国の中間検査対象の考え方を参考に、検査対象とすることにしました。

(参考2) 中間検査対象とならない例

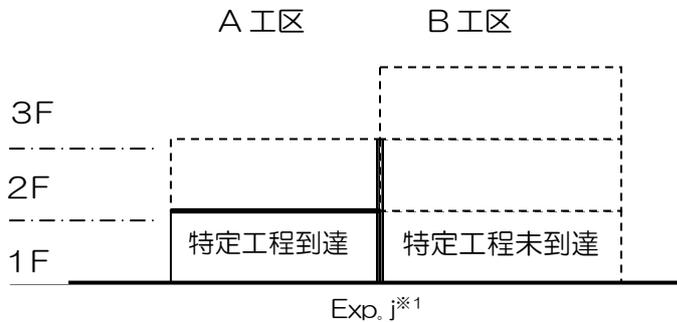
■例7 (RC造、新築の場合)



階数が3でも2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程がないため中間検査の対象とならない

(参考3) 2以上の工程が存在する例

■例8 (対象用途※1、RC造、新築の場合)



※1 本事例は Exp.j の例ですが、別棟のケースも同様に考えます。

① 共同住宅以外の対象用途の場合

A工区について中間検査を実施し、B工区については検査時に到達している工程の範囲で検査を実施する。なお、その後B工区が特定工程に到達しても中間検査は行わない。

② 共同住宅の場合

A工区について中間検査を実施し、B工区については検査時に到達している工程の範囲で検査を実施する。なお、その後B工区が特定工程に到達した場合、2回目の中間検査を受ける。

※1 対象用途とは法別表(1)～(4)に掲げる特殊建築物を指します。(共同住宅も含む)

5. 適用の除外

熊本県・熊本市・八代市が指定する建築物については、次のいずれかに該当する建築物については、中間検査対象外です。

- (1) 法第18条（国、県等の建築物）及び第85条（仮設建築物）の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物。

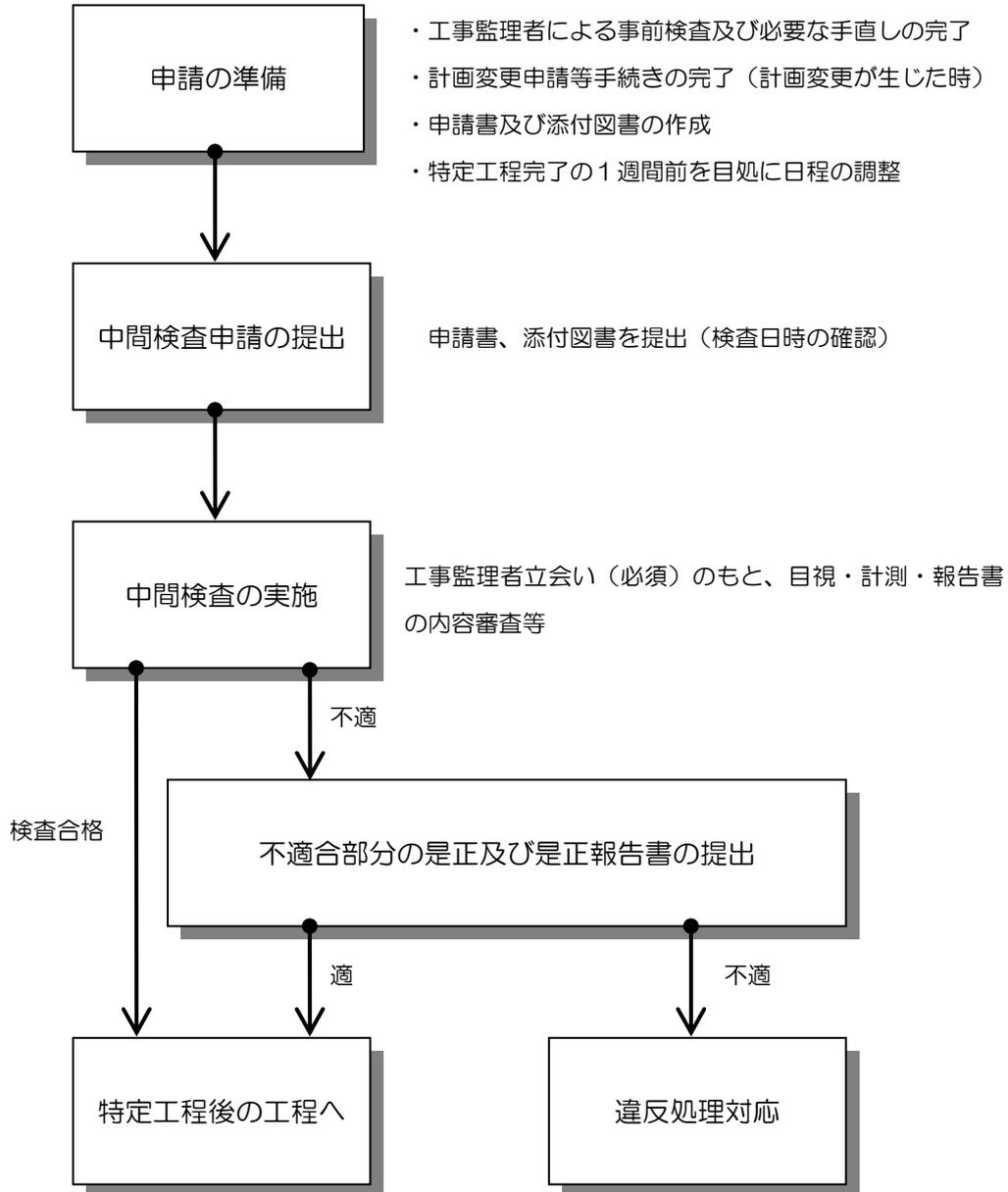
※法で中間検査の指定がされている共同住宅は、適用除外ではありません。（公営住宅等は中間検査対象になります）

（参考）法で指定されている共同住宅と熊本県、熊本市、八代市で指定している内容の相違点

	建築基準法で義務化分 (建築基準法第7条の3第1項第1号)	熊本県、熊本市、八代市指定分 (建築基準法第7条の3第1項第2号)
指定区域	全国	熊本県内
指定期間	-	平成18年8月1日～平成28年7月31日 (今回、5年間延長)
指定構造	階数が3以上の鉄筋コンクリート造	階数が3以上の鉄筋コンクリート造
指定用途	共同住宅	法別表第1い欄(1)項から(4)項までに掲げる特殊建築物(共同住宅を除く)
指定する特定工程	2階の床及びはりの配筋工事	2階の床及びはりの配筋工事
建物が2以上ある場合 又は工区分けした場合 の取扱い	全工区において中間検査が必要(複数回中間検査申請を行う)	初めて特定工程に係る工事を行った工事の工程のみ
計画通知の取扱	対象	対象外
法85条第5項の仮設建築物の取扱	対象	対象外
認証型式部材の建築物の取扱	対象	対象外

### Ⅲ 申請手続き

#### 1. 手続きフロー



## 2. 中間検査申請の前に

中間検査を申請する前に以下の項目についてご確認のうえ、必要な手続き等を行ってください。行われていない場合、中間検査を行うことができません。

### (1) 工事監理者の選任が行われているか。

建築基準法第5条の4第2項の規定により、工事監理者を定められなければ、工事を行うことができません。確認申請時に未定とされていた場合は、着工前に工事監理者届（選定・変更）を提出してください。工事監理者が変更となっている場合も同様です。

また、建築士事務所の開設者は、建築主から工事管理の委託を受けたときには、必要事項を記載した書面（工事監理契約書等）を建築主に交付しなければならないこととなっています。（建築士法第24条の8）

なお中間検査申請時には、工事監理者契約書の写しを提出してください。

### (2) 計画の変更が行われているか。

確認申請時と計画が変更されている場合、計画変更申請等の手続きが必要になります。中間検査は確認申請図書との照合を行いますので、変更等の手続きを速やかに行ってください。

### (3) 事前に検査日程の調整が行われているか。

申請書提出は特定工程終了後4日以内となりますが、円滑な工程管理及び検査実施のために、特定工程終了前1週間を目処に検査日程の調整を行ってください。

### (4) 工事監理者の監理がなされ、必要な手直しが行われているか。

検査に合格しなければ、特定工程後の工程に進めなくなり、工事の進捗に支障をきたします。必ず工事監理者自ら事前に検査を行い、建築基準関係規定に適合していることを確認してください。適合しない箇所がある場合は、検査までに必ず手直しを完了させてください。

### (5) 提出書類に不足はないか。

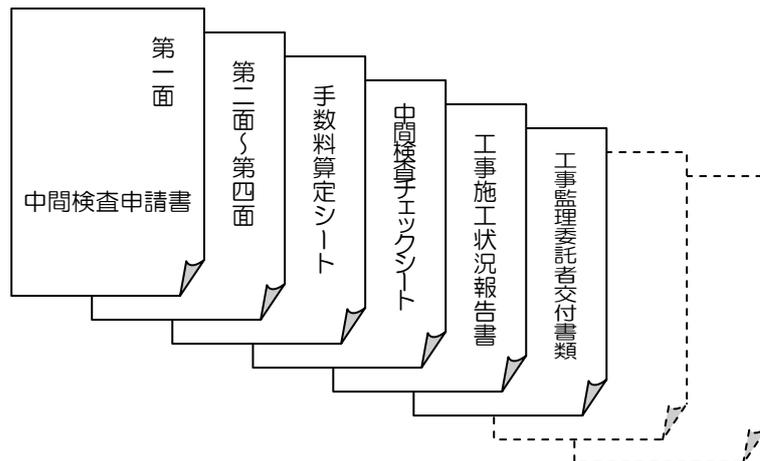
申請時の提出書類は、次の「3. 申請書の様式及び添付書類」を参照のうえ、不足や不備のないようご準備ください。不足や不備がある場合は、申請書を受理できないことがあります。

### 3. 申請書の様式及び添付書類

#### 提出書類一覧

##### ① 全構造共通

	提出書類	備考
1	中間検査申請書	建築基準法施行規則第 26 号様式
2	中間検査手数料算定シート	
3	中間検査チェックシート	※1
4	工事施工状況報告書	熊本県建築基準法施行細則第 17 条 熊本市建築基準法施行細則第 17 条 八代市建築基準法施行細則第 10 条 (基礎配筋終了時分が未提出の場合)
5	工事監理について委託者に交付する書類(写)	建築士法第 24 条の 8
6	委任状	代理者によって検査の申請を行う場合※2



※1 中間検査チェックシートは、工事監理者がその責任において適性に工事監理を行っていることを確認するために作成していただくものです。その作成にあたっては正確を期してください。

※2 建築確認申請時において、中間検査申請も一括して同一の代理者に委任する旨の委任状を提出している場合には、提出不要。

#### 4. 手数料

##### (1) 中間検査等手数料

###### ① 中間検査手数料

中間検査手数料は中間検査を行う部分の床面積の合計に応じて次の表のとおりとなります。(熊本県、熊本市、八代市のケース)

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	13,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	16,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	28,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	49,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	66,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	147,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	222,000円
50,000㎡を超えるもの	407,000円

###### ② 中間検査を受けた建築物の完了検査手数料

中間検査を受けた建築物の完了検査手数料は、次の表のとおり中間検査を受けない場合よりも減額した金額となります。(熊本県、熊本市、八代市のケース)

完了検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	13,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	16,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	30,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	52,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	69,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	161,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	252,000円
50,000㎡を超えるもの	445,000円

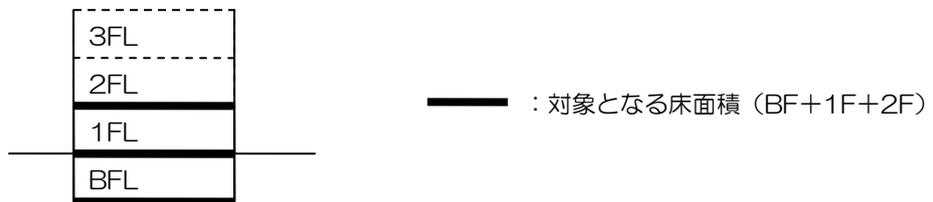
指定確認検査機関へ提出する場合は、各機関へお問い合わせください

(2) 対象床面積の算定方法

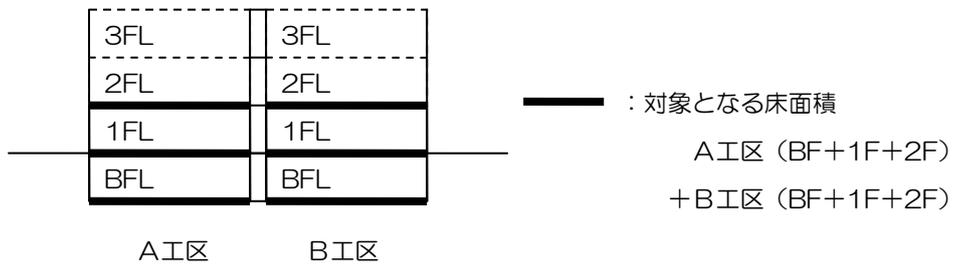
① 対象床面積は、「中間検査を行う部分の床面積の合計」となります。



② 地下がある場合

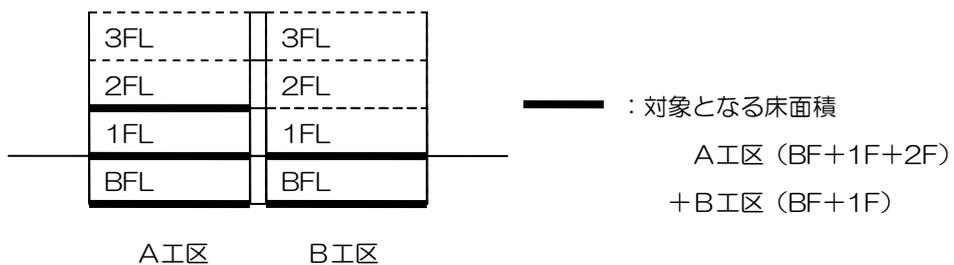


③ 2以上の工程が存在し、特定工程の到達時期が同時の場合



④ 2以上の工程が存在し、特定工程の到達時期が異なる場合 (別棟の場合も同じ)  
(例: A工区は特定工程に到達済、B工区は1階の床まで終了)

I 共同住宅以外の対象用途の場合



※B工区の2FLは検査を行わない

Ⅱ 共同住宅の場合  
第1回目検査申請

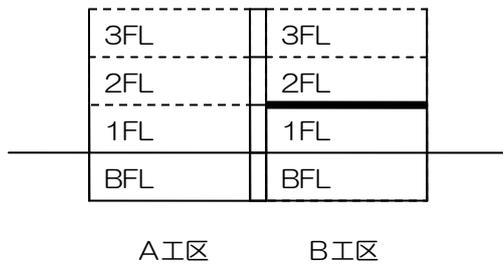
※共同住宅の場合、2回中間検査申請を行う必要がある。



— : 対象となる床面積

A区 (BF+1F+2F)  
+B区 (BF+1F)

第2回目検査申請



— : 対象となる床面積

B区 (2F)

#### IV 中間検査を行うに当たっての留意事項

- 検査は大きく分けて、既に施工された部分の目視出来ない部分の検査（書類検査）と、現場で行う目視検査です。
- 書類検査は、検査申請書第4面の工事監理の状況欄に記載された事項及びこれを補完する添付書類並びに工事監理者の検査報告、施工写真、杭工事の施工報告書、鋼材のミルシート、コンクリートの圧縮強度試験結果資料などによって行います。
- 目視検査は、目視・簡易な計測器等による測定又は動作確認その他の方法により、確認に要した図書のとおり実施されたものであるか確認を行います。
- 検査の結果、建築基準関係規定に適合すると認められた時は、申請者に中間検査合格書を交付します。不備がある場合は、是正が終了した後、中間検査合格書を交付します。
- 中間検査合格証が交付されない限り、特定工程後の工程は施工できません。

(参考1) 中間検査申請書様式

第二十六号様式 (第四条の八、第四条の十一の二関係) (A4)

中間検査申請書

(第一面)

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第7条の3第2項又は第7条の4第1項 (これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関

様

平成 年 月 日

申請者氏名

印

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

印

【検査を申請する建築物等】

建築物

建築設備 (昇降機)

建築設備 (昇降機以外)

工作物 (昇降機)

工作物 (法第88条第1項)

※手数料欄

※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※中間検査合格証欄
平成 年 月 日				平成 年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

建築主、設置者又は築造主等の概要

---

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

---

【2. 代理者】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

---

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

---

**【4. 工事監理者】**

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

---

**【5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】**

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】  
【ヘ. 登録番号】  
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】  
【ヘ. 登録番号】  
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】  
【ヘ. 登録番号】  
【ト. 意見を聴いた設計図書】

---

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】  
【ロ. 営業所名】 建設業の許可( )第 号

【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】

---

【7. 備考】

---

申請する工事の概要

---

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

---

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号

【ロ. 工事種別】 新築 増築 改築 移転

大規模の修繕 大規模の模様替 建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

---

【3. 確認済証番号】 第 号

---

【4. 確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

---

【5. 確認済証交付者】

---

【6. 工事着手年月日】 平成 年 月 日

---

【7. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

---

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

【ロ. 特定工程工事終了年月日】 平成 年 月 日

【ハ. 検査対象床面積】

---

【9. 今回申請以前の間接検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 ( ) ( )

【ロ. 中間検査合格証交付者】 ( ) ( )

【ハ. 中間検査合格証番号】 ( ) ( )

【ニ. 交付年月日】 (平成 年 月 日) (平成 年 月 日)

---

【10. 今回申請以降の間接検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 ( ) ( )

【ロ. 特定工程工事終了予定年月日】 (平成 年 月 日) (平成 年 月 日)

---

【11. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

---

【12. 備考】

---

## (第四面)

## 工事監理の状況

	確認を行 った部 位、材 料の種 類等	照合内容	照合を行 った設 計図書	設計図書の内容について設 計者に確認 した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合 には建築主 に対して行 った報告 の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備 考						

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主 設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ 5欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（工事監理に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の住所を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑥ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ 建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。
- ② 2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 2欄の「ハ」は、認証形式部材等製造者が製造した当該認証に係る形式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥ 8欄の「ハ」は、検査対象となる部分の床面積の合計に相当する面積を記入してください。
- ⑦ 9欄及び10欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧ 11欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 11欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

- ⑩ 11欄は、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑪ 11欄は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるならないことが確かめられた旨の図書を添えてください。

#### 5. 第四面関係

- ① 申請建築物（建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑥ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑦ 「開口部」は、防火戸その他の防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑨ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑩ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

(参考2) 中間検査申請書第四面 工事監理の状況の記載例

(第四面)

工事監理の状況

確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)	
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁</li> <li>擁壁の支持</li> <li>地盤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置の状況 (H=1.8m)</li> <li>種類 (ローム)</li> <li>地耐力 (7t/m<sup>2</sup>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造詳細図</li> <li>構造算書</li> <li>仕様書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>なし</li> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土工の工程終了後現場で照合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適</li> <li>適</li> <li>適</li> </ul>
(その他、集団規定に関するものは、この欄に別途記載する)						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>くい (木)</li> <li>鉄筋</li> <li>コンクリート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類 (揚打りコンクリート)</li> <li>工法 (アースドリル)</li> <li>径1000~2000mm</li> <li>長さ L=30m</li> <li>支持層 (土丹)</li> <li>材料、種類、規格、品質、形状、寸法</li> <li>D10~D16 (SD35A)</li> <li>D19~D25 (SD45)</li> <li>材料、種類、規格、品質、(普通コンクリート Fc=270)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造詳細図</li> <li>基礎図</li> <li>仕様書</li> <li>構造詳細図</li> <li>仕様書</li> <li>構造詳細図</li> <li>仕様書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>なし</li> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事試験書類の確認、受入時の検査及び工程終了時現場で照合</li> <li>・ミルシート書類審査、受入時の検査及び工程終了時現場で照合</li> <li>・配合計画書、報告書による書類審査及び試験による4週試験結果の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適</li> <li>適</li> <li>適</li> </ul>
(4週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験に関する結果については別紙参照) ~施工状況報告						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎</li> <li>くい</li> <li>柱</li> <li>はり (小ぶり含む)</li> <li>継手</li> <li>スラブ (ベタ基礎含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置、形状、寸法</li> <li>配筋の本数、配置</li> <li>くい頭の処理、補強</li> <li>位置、形状、寸法</li> <li>偏心距離 (最大350)</li> <li>主筋の本数、径</li> <li>フープの径、ピッチと位置</li> <li>主筋の本数、径、位置</li> <li>主筋の定着</li> <li>スターラップの径、ピッチと位置</li> <li>継手の位置、長さ</li> <li>貫通工の位置と補強方法</li> <li>ガス圧接継手の形状と位置</li> <li>特殊継手</li> <li>主筋の向き、径とピッチ及び位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎図</li> <li>構造詳細図</li> <li>基礎図</li> <li>くい図</li> <li>構造詳細図</li> <li>床図</li> <li>構造詳細図</li> <li>仕様書</li> <li>床図</li> <li>構造詳細図</li> <li>仕様書</li> <li>なし</li> <li>なし</li> <li>大臣認定 (財) 日本建築センター 評価仕様 (社) 日本圧接協会ガス圧接仕様</li> <li>認定、評価仕様</li> <li>床図</li> <li>構造詳細図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程終了時現場で照合</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・工程終了時現場で照合</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> <li>・同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適</li> </ul>

	壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主筋、配筋の定着と継手</li> <li>・設備配筋補強</li> <li>・出入階部、開口部の配筋による補強</li> <li>・壁筋径とピッチ、定着と継手</li> <li>・開口部分の補強</li> <li>・スリット位置と施工状況</li> </ul>	仕様書  床状図 構造詳細図 仕様書	なし  なし  なし  なし	・同上  ・同上  ・同上  ・同上  ・同上	適  適  適  適  適
	階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段筋の本数、径と定着</li> </ul>	構造詳細図 仕様書	なし	・同上	適
(その他防火、避難等に関する主要構造部等についても、以下に記載する)						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						(左記の事項について、この欄に記載する)
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						(左記の事項について、この欄に記載する)
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						(左記の事項について、この欄に記載する)
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ						(左記の事項について、この欄に記載する)
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						(左記の事項について、この欄に記載する)
建築設備に用いる材料の種類並びにその照会した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						(左記の事項について、この欄に記載する)
備 考	工事監理体制：別紙添付 施工状況報告書：別紙添付 平成 年 月 日 建築確認申請書変更第 号 (基礎の変更)					

(参考3)

### 中間検査申請手数料の算定シート

中間検査対象面積算定式	式：		
手数料対象床面積	m <sup>2</sup>	手数料	円
【中間検査対象部分の図面記入欄】※1			

※1 この欄に、中間検査対象部分を示した簡易な図面を記入するか、又は  
中間検査対象部分を示した平面図等を別途添付してください。

(参考4) 中間検査チェックシート

建築構造審査要領(日本建築行政会議(JCBA)編集)P78～  
の中間検査チェックシートでも構いません

中間検査チェックシート (共通)

記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者氏名

印

建 築 場 所								
建 築 物 名 称								
確認年月日・番号	平成	年	月	日	号	確認機関		
// ( 変 更 )	平成	年	月	日	号	確認機関		
申 請 者 氏 名								
工 事 監 理 者								
工 事 施 工 者								

検査項目	検査内容	施工者	監理者	監理者		
		検査日付	検査日付	検査方法 <sup>※1</sup>	結果	
全般	確認の表示	確認表示板の設置の確認			A	適・不適
	危害の防止	仮囲い、防護ネット、山留等			A	適・不適
敷地	敷地の安全性	がけ、擁壁の安全性の確認			A・B・C	適・不適
		道路幅員と接道長さの確認			A・B・C	適・不適
		敷地内通路の確認			A・B・C	適・不適
		2項道路の後退の確認			A・B・C	適・不適
	敷地形状	敷地境界(隣地、道路、官地)の確認			A・B・C	適・不適
		方位の確認			A・B・C	適・不適
建築物	平面形状	平面形状の確認			A・B・C	適・不適
		道路斜線の確認			A・B・C	適・不適
		隣地斜線の確認			A・B・C	適・不適
	立面形状	北側斜線制限の確認			A・B・C	適・不適
		絶対高さ、軒高、軒の出の確認			A・B・C	適・不適
	配置	建物配置(道路・隣地からの距離)の確認			A・B・C	適・不適
建築設備	下水道の公共マス	マスの確認			A・C	適・不適
	浄化槽	浄化槽の位置等の確認			A・B・C	適・不適

※1 検査方法

- A：目視検査(工事現場での目視による検査)
- B：計測検査(工事現場での計測による検査)
- C：報告(施工者からの試験成績書や工事写真等の書類による検査)

中間検査チェックシート（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造用）

検査項目		検査内容		施工者	監理者	監理者	
				検査日付	検査日付	検査方法 <sup>※1</sup>	結果
全般	共通	令3章8節	柱、梁、壁、スラブの位置の確認			A	適・不適
		令第79条	かぶり厚さの確認			A	適・不適
		法第37条	鉄筋の品質（JIS規格）の確認			A	適・不適
		法第37条	コンクリートの材質（JIS規格）の確認			C	適・不適
地盤・基礎	支持地盤	令第38条 令第93条	支持地盤の位置、種類、地耐力の確認			A・B・C	適・不適
	基礎・杭	令第38条 令第73条 令第37条の2 令第78条	基礎種類、杭工法、長さ、径、位置、偏芯による補強の確認			A・B・C	適・不適
			ベース寸法、主筋径、本数、位置、定着の確認			A・B・C	適・不適
	地中梁	令第38条 令第37条 令第78条	断面寸法の確認			A・B・C	適・不適
			主筋径、本数、位置、定着方法、継手（位置、長さ）、偏芯による補強の確認			A・B・C	適・不適
			あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強の確認			A・B・C	適・不適
柱	主筋（一般階）	令第77条	断面寸法の確認			A・B・C	適・不適
			主筋径、本数、配置、偏心による補強の確認			A・B・C	適・不適
			2段筋の位置（間隔）の確認			A・B・C	適・不適
	主筋（最下階）	令第73条	最下階の主筋の基礎に対する定着確認			A・B・C	適・不適
	定着・継手	令第73条	主筋の継手位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
			ふかしの大きさによる配筋補強確認			A・B・C	適・不適
	帯筋	令第77条	鉄筋径、間隔、本数（副帯筋共）、形状の確認			A・B・C	適・不適
			主筋の絞り部、折曲げ部の帯筋補強の確認			A・C	適・不適
			仕口部分の帯筋の配置の確認			A・B・C	適・不適
			第1帯筋と柱頭拘束帯筋の位置の確認			A・C	適・不適
	令第73条	フック、溶接の形状、結束の確認			A・B・C	適・不適	
梁	梁主筋	令第78条	断面寸法の確認			A・B・C	適・不適
			主筋径、本数、位置の確認			A・B・C	適・不適
			中吊り筋の間隔の確保、長さ確認			A・B・C	適・不適
	定着・継手	令第73条 令第78条	定着位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
			重ね継手の位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
			出隅部の鉄筋端部のフック確認			A・B・C	適・不適
	ふかし・貫通孔補強	令3章8節	ふかし補強方法が適切か、貫通孔の位置、補強の確認			A・B・C	適・不適
	あばら筋	令第78条	径、本数（副あばら筋共）、ピッチの確認			A・B・C	適・不適
令第73条		フック形状、結束の確認			A・B・C	適・不適	
片持ち梁	令第73条 令第78条	片持ち梁主筋の定着、あばら筋位置確認			A・B・C	適・不適	
小梁	令第73条	配筋の位置と定着確認			A・B・C	適・不適	
スラブ	スラブ筋	令第77条の2	鉄筋のピッチ及び径の確認			A・B・C	適・不適
	定着・重ね継手	令第73条 令第77条の2	定着の位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
			継手の位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
	補強筋		床スラブの出入隅部の補強確認			A・B・C	適・不適
		令3章8節	開口部補強配筋の確認			A・B・C	適・不適
			階段部配筋と補強筋の確認			A・B・C	適・不適
		設備配管補強の確認			A・B・C	適・不適	

検査項目		検査内容		施工者	監理者	監理者	
				検査日付	検査日付	検査方法※1	結果
壁	壁筋	令第78条の2	壁厚の確認			A・B・C	適・不適
			径、配置、ピッチの確認			A・B・C	適・不適
	定着、重ね継手	令第73条 令第78条の2	定着確認（梁、柱、スラブ、壁）			A・B・C	適・不適
			重ね継手の位置、長さ			A・B・C	適・不適
補強筋等	令第78条の2	開口部補強配筋の確認			A・B・C	適・不適	
	令3章8節	スリット（完全・部分）の位置、形状、配筋の確認			A・B・C	適・不適	
その他	ガス圧接継手	令第73条 告示1463	圧接部の形状、圧接面のずれ、偏心量			A・B・C	適・不適
			圧接検査状況（箇所、検査率、合格率）			B・C	適・不適
	特殊鉄筋継手		認定、評定の仕様、性能			A・B・C	適・不適
			施工状況			A・B・C	適・不適
	型枠、既存打設部分状況	令3章8節 令第76条 令第75条 令第72条 令第74条	型枠の締付け、清掃状況			A・C	適・不適
			ジャンカ処理、木片除去			A・C	適・不適
			躯体寸法の確認			A・B・C	適・不適
			型枠の存置期間の確認			A・C	適・不適
			コンクリート打設後の養生			A・C	適・不適
			コンクリートの調合			C	適・不適

中間検査チェックシート（鉄骨鉄筋コンクリート造用）

検査項目		検査内容		施工者	監理者	監理者	
				検査日付	検査日付	検査方法※1	結果
報告書審査による確認事項	加工工場の選定		建築物の規模などの条件に見合った類別であること			C	適・不適
	材料の品質確認	法第37条	鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質などの確認			C	適・不適
	組立精度の確認	令第67条	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			A・B・C	適・不適
	製品検査1（部材の寸法精度測定）		部材の寸法精度			A・B・C	適・不適
	高力ボルト接合部の処理	令第67条	高力ボルト接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチなど			A・B・C	適・不適
	製品検査2（溶接接合部の品質）※2	令第67条	外観検査及び超音波探傷検査結果			A・B・C	適・不適
鉄骨全体	加工工場の類別		表示板による加工工場の類別グレード確認			A・B・C	適・不適
	部材の配置	令3章8節	柱、梁、ブレース、床板等の配置			A・B・C	適・不適
	部材の寸法・形状	令3章8節	柱、梁、ブレース、床板等の寸法・形状			A・B・C	適・不適
	建方精度		架構の建て方精度			A・B・C	適・不適
現場検査事項	工場溶接部分の外観・形状※2	令第92条 令第96条	溶接継目の種類			A・B・C	適・不適
		令第67条	溶接継目の食い違い			A・B・C	適・不適
		令第67条	アンダーカット、へこみ等の断面欠損			A・B・C	適・不適
		令第67条	われ			A・B・C	適・不適
			その他の溶接部の外観・形状			A・B・C	適・不適
	現場溶接部分の組立精度の確認※3		開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			A・B・C	適・不適
			外観検査及び超音波探傷検査結果			A・B・C	適・不適
		令3章8節	現場溶接部の部位			A・B・C	適・不適
	現場溶接部分の外観・形状※3	令第92条 令第96条	溶接継目の種類（突合せ溶接・隅肉溶接）			A・B・C	適・不適
		令第67条	溶接継目のくい違い			A・B・C	適・不適
		令第67条	アンダーカット等の断面欠損			A・B・C	適・不適
		令第67条	われ			A・B・C	適・不適
			その他の溶接部の外観・形状			A・B・C	適・不適

検査項目		検査内容		施工者	監理者	監理者		
				検査日付	検査日付	検査方法※1	結果	
現場 検査 事項	ボルト 接合	トルシア形 ボルト	令第92条の2	現場受入検査（トルク係数値確認・導入張力確認試験）			A・B・C	適・不適
			令第92条の2	ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき			A・C	適・不適
			令第92条の2	締付状態の確認（肌すき、ピンテール破断、マーキングの状態）			A・C	適・不適
	JIS形六角 ボルト	令第92条の2	締付機器の調整、現場受入検査（導入張力確認試験）			A・B・C	適・不適	
		令第92条の2	ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき			A・C	適・不適	
		令第92条の2	締付状態の確認（肌すき、マーキングの状態）			A・C	適・不適	
	ブレース接合部	令3章8節	ブレース接合部の形式・板厚、材質、補鋼材など			A・B・C	適・不適	
	柱脚接合部	令第66条	柱脚接合部の確認			A・B・C	適・不適	
		令第66条	アンカーボルトの保持・埋め込み方法、ベースプレートの材質・形状・板厚			A・B・C	適・不適	
		令第66条	アンカーボルトの材質・径・本数及び配置とナットの高さ			A・B・C	適・不適	
令第66条		アンカーボルトの締付状態			A・B・C	適・不適		
令第66条		スタッドボルトの径・本数・配置			A・B・C	適・不適		
帳壁などの接合部		緊結金物の取付状況			A・C	適・不適		

※1 検査方法

A：目視検査（工事現場での目視による検査）

B：計測検査（工事現場での計測による検査）

C：報告（施工者からの試験成績書や工事写真等の書類による検査）

※2 工場で溶接された部分

※3 現場溶接がある場合のみ記入してください

(参考5)

## 熊本県内 特定行政庁 建築確認窓口 一覧

### 1. 建築確認手続き担当課一覧

建築基準法担当課	電話番号	管轄
県建築課建築物安全推進室建築指導班	096-333-2534	-
熊本市建築指導課建築審査室	096-328-2516	熊本市
八代市建築指導課	0965-33-4750	八代市
県宇城地域振興局景観建築課	0964-32-2404	宇土市、宇城市、下益城郡(八代郡の相談も受付できます)
県玉名地域振興局景観建築課	0968-74-2145	玉名市、荒尾市、玉名郡
県鹿本地域振興局景観建築係	0968-44-2280	山鹿市
県菊池地域振興局景観建築課	0968-25-2724	菊池市、合志市、菊池郡
県阿蘇地域振興局景観建築係	0967-22-1118	阿蘇市、阿蘇郡
県上益城地域振興局景観建築課	096-282-3210	上益城郡
県八代地域振興局技術管理景観課	0965-33-3111	八代郡
県芦北地域振興局技術管理景観課	0966-82-2531	水俣市、葦北郡
県球磨地域振興局景観建築係	0966-24-4231	人吉市、球磨郡
県天草地域振興局景観建築係	0969-22-4392	天草市、上天草市、天草郡

## (参考6) 建築基準法(抜粋)

### 建築基準法

**第七条の三** 建築主は、第六条第一項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

- 一 階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程
- 二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

2～5（略）

**6** 第一項第一号の政令で定める特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第二号の指定と併せて指定する特定工程後の工程（第十八条第二十項において「特定工程後の工程」と総称する。）に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

（以下略）

### 建築基準法施行令

（工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程）

**第十一条** 法第七条の三第一項第一号の政令で定める工程は、二階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。

（中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程）

**第十二条** 法第七条の三第六項の政令で定める特定工程後の工程のうち前条に規定する工程に係るものは、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程とする。

### 建築基準法施行規則

（特定工程の指定に関する事項）

**第四条の十一** 特定行政庁は、法第七条の三第一項第二号及び第六項（これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定しようとする場合においては、当該指定をしようとする特定工程に係る中間検査を開始する日の三十日前までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 中間検査を行う区域を限る場合にあつては、当該区域
- 二 中間検査を行う期間を限る場合にあつては、当該期間
- 三 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模を限る場合にあつては、当該構造、用途又は規模
- 四 指定する特定工程
- 五 指定する特定工程後の工程
- 六 その他特定行政庁が必要と認める事項

(参考7) 中間検査指定に関する告示

【熊本県】

当初 平成18年6月30日熊本県告示第697号

改正 平成23年6月14日熊本県告示第628号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

- 1 中間検査を行う区域  
熊本県全域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間  
平成23年8月1日から平成28年7月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
  - (1) 構造 鉄筋コンクリート造（その他の構造で2階の床及びはりの配筋工事があるものを含む。）の建築物
  - (2) 用途 法別表第1い欄（1）項から（4）項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く）
  - (3) 規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物
- 4 指定する特定工程  
2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版及びはりの取付工事）。  
なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
- 5 指定する特定工程後の工程  
2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものは、2階柱又は壁の取付工事）。  
なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
- 6 適用除外  
法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

【参考】法別表第一（抜粋）

	(い)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

## 【熊本市】

当初 平成18年6月30日熊本市告示第357号

改正 平成23年6月27日熊本市告示第359号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

- 1 中間検査を行う区域  
熊本市全域
- 2 中間検査を行う期間  
平成23年8月1日から平成28年7月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
  - (1) 構造 鉄筋コンクリート造（その他の構造で2階の床及びはりの配筋工事があるものを含む。）の建築物
  - (2) 用途 法別表第1い欄（1）項から（4）項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く。）
  - (3) 規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物
- 4 指定する特定工程  
2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版及びはりの取付工事）。  
なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
- 5 指定する特定工程後の工程  
2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものは、2階柱又は壁の取付工事）。  
なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
- 6 適用除外  
法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

### 【参考】法別表第一（抜粋）

	(い)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

## 【八代市】

当初 平成18年6月30日八代市告示第77号  
改正 平成23年7月12日八代市告示第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

- 1 中間検査を行う区域  
八代市全域
- 2 中間検査を行う期間  
平成23年8月1日から平成28年7月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
  - (1) 構造 鉄筋コンクリート造（その他の構造で2階の床及びはりの配筋工事があるものを含む。）の建築物
  - (2) 用途 法別表第1い欄（1）項から（4）項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く）
  - (3) 規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物
- 4 指定する特定工程  
2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版及びはりの取付工事）。  
なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
- 5 指定する特定工程後の工程  
2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものは、2階柱又は壁の取付工事）。  
なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
- 6 適用除外  
法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

### 【参考】法別表第一（抜粋）

	(い)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの